

## 検地絵図を読み解く

—加賀藩の検地を事例として—

田 上 繁  
TAGAMI Shigeru

### はじめに

日本の近世社会を理解する上で、検地の問題が重要な意味を持っていることは周知の事実である。<sup>(1)</sup>そのため、これまでも豊臣秀吉の太閤検地の評価をめぐって多くの論争が繰り広げられてきた。古くは1950年代に始まった太閤検地論争において、近世社会の性格を中世社会とは異質のものであるとする見解が提示されるに及んで、近世史研究者の大方の認識が、検地に基づく石高制による支配原理が確立したとする、その理論体系を容認する方向へと向かった。

そこでは、検地は領主側の検地奉行人が村へ出向いて、村単位に田畑・屋敷を1筆ごと測量し、その1筆ごとの生産高を把握した上で石高に結びつけ、石高を基礎にして高請けした百姓の手に余分な生産物が残らないよう年貢として収奪するために導入された施策であったとみなされる。その場合、一つの土地は一人の百姓が耕作する権利を有するとする「一地一作人」の原則、中世の支配関係を盾に自立した近世百姓から生産物の一部を中間搾取してはならないとする「作合い」否定の原則など、近世百姓は年貢負担者として中世の奴隷的身分から一定の自立は成し遂げるものの、近世領主によって直接支配され、余剰物を領主に納めなければならない存在として描かれるのである。そのため、領主権力による土地掌握の関心度や干渉度の高さが強調される。このような支配形態の理論的枠組みは、検地帳を分析することによって構築されてきた。全国には大量の検地帳が伝存しており、その検地の性格を追究したすぐれた研究も膨大に蓄積されている。<sup>(2)</sup>

しかしながら、従来の検地研究は、その大部分が検地帳や名寄帳などの文献史料を分析の対象としており、<sup>(3)</sup>実際の検地の方法を把握して検地の性格を追究した研究はきわめて少ない。とくに、石高制の理論的構築が先行して、検地そのものの性格規定がないがしろにされてきたことは否めない。検地の実施方法、施行基準の分析がほとんど行われていないのが実状である。今後の検地研究において、これまでのような検地帳や名寄帳などの文献史料だけを分析の対象としたのでは、その実態を解明することは困難であろう。そうした閉塞状況を克服できる方法の一つとしては、非文字資料としての検地絵図を有効に活用し分析することである。

幸い加賀藩（前田氏）の検地については、若干の検地絵図とともに、農書の『耕稼春秋』や「検地方算法」「領絵図仕様」「御検地領絵図仕立様」などの検地関係資料が残っており、<sup>(4)</sup>その中に描かれた検地絵図を非文字資料として分析することによって、<sup>(5)</sup>検地研究の通説に一石を投じることができるものと思われる。本稿では、検地絵図を中心に据えて検地の実態に迫るとともに、非文字資料としての

検地絵図の有効性と限界性について考察することにしたい。

## 1. 『耕稼春秋』に描かれた検地絵図

全国的にみても、検地帳や名寄帳などの検地関係資料は膨大に現存するが、それに伴う検地絵図はほとんど残っていないのが現状である。それは、加賀藩においても決して例外ではない。しかし、村の行政を担った庄屋や十村<sup>(6)</sup>などの地方巧者の家には、わずかではあるが検地絵図は伝存する。例えば、北陸地方に伝わる農書としてきわめて資料的価値の高い『耕稼春秋』は、農業技術を中心とした著述であるが、十村としての立場から記述した検地に関する事項も含んでいる。周知のように、『耕稼春秋』は、宝永4年(1707)ごろに土屋又三郎によって書かれた。又三郎は、加賀国石川郡の御供<sup>でん</sup>田村(現金沢市神田)に住み、代々十村役を勤める家であったことから、寛文4年(1664)から十村職に就任して村々の行政にあたった。

又三郎の著した『耕稼春秋』には多くの写本が現存するが、本稿では、農山漁村文化協会刊『日本農書全集4』(1980年)に収録されている御園家写本を基本的に利用するとともに、神奈川大学日本常民文化研究所蔵の『耕稼春秋』の写本も一部活用することにする。とくに、『耕稼春秋』に限っていえば、原文中の文言や現代語訳については、農山漁村文化協会刊『日本農書全集4』のものを参考にし、田の形や検地絵図など絵柄のあるものは常民研本を利用した。その『耕稼春秋』の中の検地に関する記述は、「巻之六」に収められている。その第6巻の原本目次は、「田名」、「田地割」(常民研本では「田地割算法」)、「一ノ村定成検地法」(同「一村成検地法」)、「三ヶ国斗代」(同「加越能三州斗代」)、「知行町間図」、「石川郡稻惣名」(同「石川郡稻名」)、「農人入用中勘」(同「農人費用」)の7項目から構成される。検地に関係する項目は、そのうち「田名」「田地割」「一ノ村定成検地法」

「三ヶ国斗代」の4項目である。そこで、この4項目の内容とその関連性について考察していこう。なお、原文中の文言の引用に際しては、必要に応じて現代語訳をつけ読者の便宜を図った。

まず「田名」では、図1に示すように、円田・方田・弧田・三斜田など18種類の田の形が書き上げられる。又三郎は「此十八品ハ田の形の形容の大概を記す。方円ハ天地の容也。故に方田を本となす。田形品々有」(ここに掲げた18種類の田の形は、およその分類である。方形と円形はそれぞれ天と地をかたどるから方形の田が基本であるが、実際にはさまざまな形がある<sup>(7)</sup>。)と述べる。続けて、田の形は方形の田が基本であるとし、作業面からみても畦に沿って田植えや中耕、除草するとき、碁盤の目や井の字のように植えたり作業したりできるから、畦が直交しているほうが便利であると説く。ここでは、田地では正方形の方田が基本であることを示すと

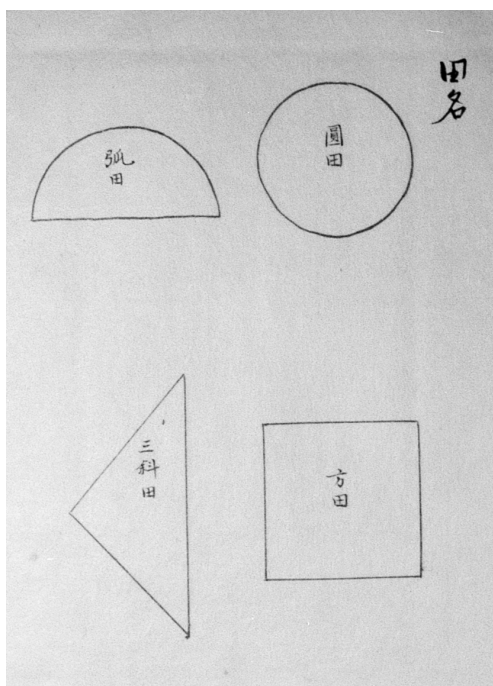


図1 田の形の名称

出典：神奈川大学日本常民文化研究所蔵『耕稼春秋』

もに、農業に携わる者として田の形を把握することの重要性を教えている。そのあと、さまざまな形をした田の面積の計算例が、18種類の図とともに書き上げられる。その18種類のうち、2つについて示したものが図2である。こうした形の異なる田の測量方法と面積の計算方法が本書に収められていることから、いわゆる一筆検地が行われ、面積把握と石高把握が領主主導で行われたとする、従来の検地論の理論的根拠が妥当性を持つかのように思われる。しかしながら、それが一筆検地のための面積の測量方法を図解したものではないことは、行論の過程で明らかとなる。

次に「田地割」は、最初に「加能越三州ハ御改作の刻、村々惣百姓田地割有て、其以後無断田地割致さぬ御格也」（加賀、越中、能登の三か国では、改作仕法の際に各村ですべての百姓に田の再配分が行われ、その後無断で再配分することは行わない取り決めとなっている。）と記すように、加賀藩における田地割について述べたものである。

多くの先行研究が指摘するように、加賀藩の村々では広く割地慣行が行われた。これは、村内において一定の期間を定めて百姓の土地を割り替えたり、洪水による被害や水利条件の変化など特別の理由により割り替えが必要な場合に臨時に割り替えたりするものである。その田地割には田の測量と面積の計算が必要であり、そのため、村人、とくに庄屋や十村などはその方法を会得しておかなければならなかった。

検地に直接関連する項目として注目されるのは、続いて「一ノ村定成検地法」という目次が設けられていることである。そこには、「一ヶ村定成大略」（一般的な村の地形）の事例として6つの村絵図が描かれている。紙幅の関係上、そのうち2つの村絵図を掲げると図3のようになる。絵図の中には、四角で囲まれたところに「大縄」「大縄之内」「小縄」、村の周囲のところに「縁端小角縄」や「縁端」＝「葱んば」などといった名称が書き入れられ、さらには、道、川、用水なども描き込まれている。「縁端」は村境にある土地を指し、一般的には大きな角は取れないが、1枚の絵図にあるように「縁端小角縄」などの角縄が描かれる場合もあった。又三郎は、これらの絵図について、「凡此六品ハ村々定成大概を記す。」（以上の6つの図は一般的な村の例である。）と述べたあと、次のように解説している。

一ヶ村惣高廻り御検地の刻は、御奉行一人に足軽二人宛召連其所へ出、検地村の絵図を取本村并定境村々百姓不残誓詞して、翌日定廻りして境目并縄目等見届、吟味の上竿打格也、改作始より、御検地所へ他郡の御扶持人十村、御奉行一人へ一人宛指添、畠折役する物也。

（1つの村で惣高廻り検地を実施するときは、奉行1名が足軽2名をつれて出向き、検地村の絵図を取る。その村及び境を接している村々の百姓全員に誓約させて、翌日は「定廻り」のため境

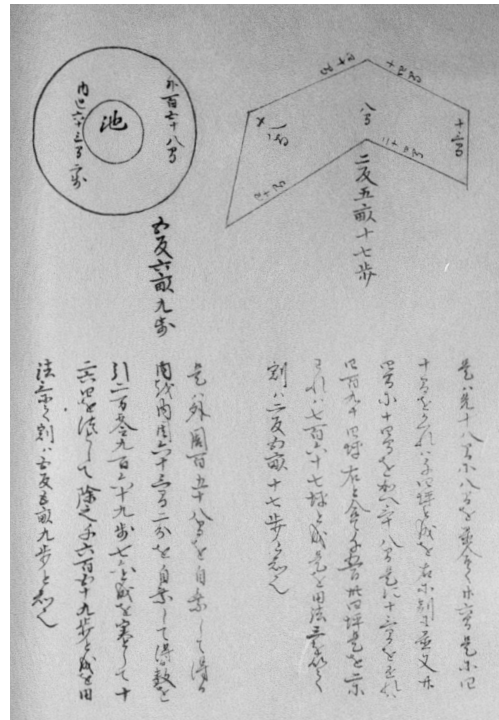


図2 さまざまな形の田の測量方法  
出典：図1と同じ

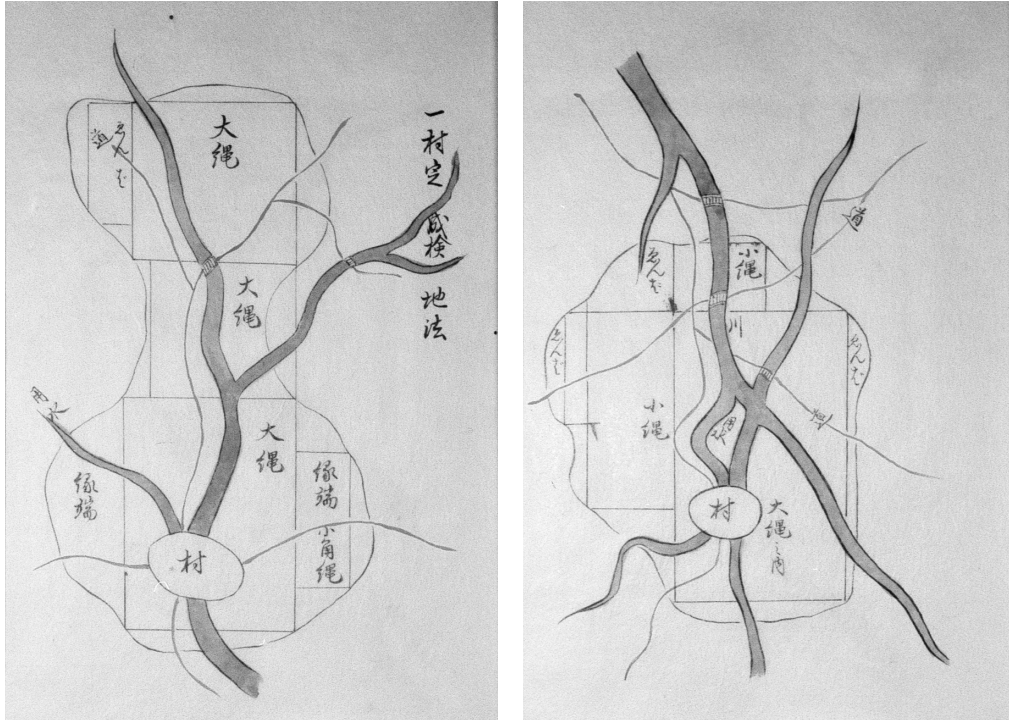


図3 地形別による村々の検地絵図（領絵図）  
出典：図1と同じ

界や測量の縄を張る地点などを見届け、よく確認してから測量にかかることになっている。改作仕法以来、検地が行われる現地へは、奉行1名につき他郡の御扶持人十村が1名ずつ付き添って(8) 畠折役を勤める。）

これは、「惣高廻り検地」と称される加賀藩で実施された検地の方法を簡潔に述べたものである。検地には領主側の検地奉行1名と足軽2名がやってきて、絵図を取り、隣接する村々の百姓から誓詞書を提出させることになる。翌日、「定廻り」（本検地）をして境界や縄を張る地点を確認して測量に取りかかる。その場合、検地村へ他郡の御扶持人十村などが、検地奉行1名につき1名ずつ付き添って「畠折役」を勤めることになっていた。つまり、後述するように、村絵図の作成や「畠折」の評価を行うのは他郡の御扶持人十村たちであり、本検地に取りかかる前に検地のための下準備は整えられていたのである。こうしたお膳立てができていたために、わずか検地奉行1名と足軽2名が来村するだけでこと足りる検地であったといえる。さらに、又三郎は、検地の過程で作成される帳面について、以下のように記している。

御検地引物、其外御定書両通有。大縄の内に、江、道、用水、石塚、神社、廟所など皆引物に成故に、惣打立の内抜物になる御格。則一ヶ村抜物帳別に有之物也。

（検地の際の引物や、そのほかのことに関する定書が2通ある。大縄の中にある川、道路、用水、石塚、神社、祠などはすべて引物の対象となるので、総面積から除外される決まりである。その抜物帳は別仕立てで作成されるものである。）

上記は、検地の際の引物（抜物）規定に関するものである。大縄の中にある川、道路、用水などが総面積から控除されるというのは、どのようなことを意味するのであろうか。『耕稼春秋』で述べている「惣高廻り検地」の内容については、その説明文からだけでは全貌を把握することは困難である。加賀藩固有の「惣高廻り検地」の実態を追究するには、検地の実施方法の解明が不可欠となる。その場合、検地絵図の存在が大きな手がかりとなる。

## 2. 検地関係資料に描かれた検地絵図

ここに2枚の検地絵図がある。図4の天明6年（1786）3月「検地縄張之図」と図5の同年8月「検地縄張之図」がそれである<sup>(9)</sup>。両図とも菅原厚定なる人物の持ち物で、前者は「菅原厚定所持」、後者は「菅原厚定制作」とそれぞれ注記がなされている。菅原は、加賀藩の十村や庄屋などを勤める地方巧者であったと思われるが、詳しいことは不明である。2枚の検地絵図とも雛形とはいえ、写実的、かつ立体的に描かれている。これらの絵図は、一体どのような目的で作成されたのであろうか。その制作意図を知るために2枚の検地絵図を検討してみよう。

図4では、図中に長方形、台形、三角形などの図形が書き込まれ、各図形に「大角縄」「大小角縄」「三角縄」などの記載がある。さらに、各種の図形について、それぞれ長さ、幅、歩数（面積）などの数字が書き込まれている。一例を挙げると、中央に書かれた長方形の「大角縄」の場合、「左右長式百三拾四間宛」、「左右幅 百五拾七間宛」とあって、「右歩数メ三万六千七百三拾八歩」と歩数

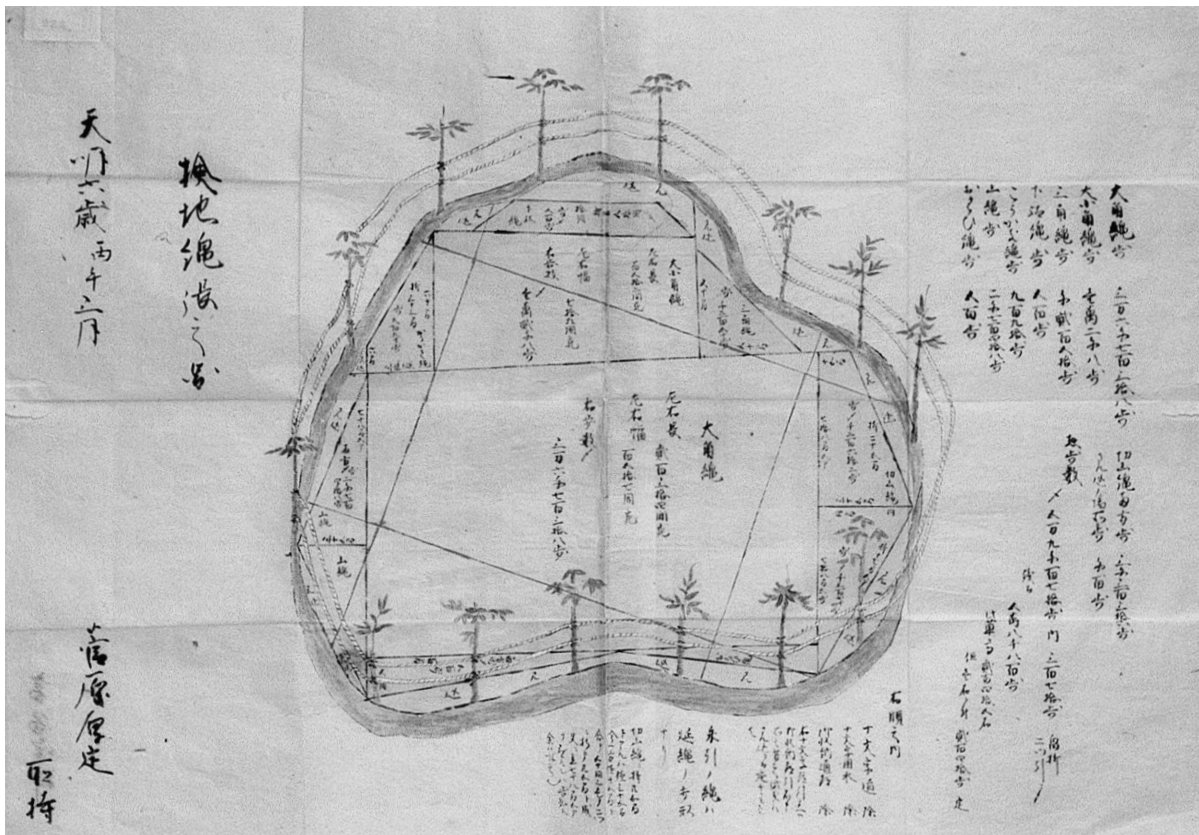


図4 天明6年3月 検地縄張の絵図  
出典：金沢市立図書館蔵「加越能文庫」

合計が記される。つまり、左右の長さ 234 間×左右の幅 157 間 = 3 万 6,738 歩の計算式が成り立つことから、これらの数字は、「大角縄」の横の長さ、縦の長さ、及びその歩数を示したものであることが確認される。こうして求められた「大角縄」の歩数は、他の「縄」や「見込ノ場所」の歩数とともに、絵図の外側に掲出される。

例に挙げた「大角縄」3 万 6,738 歩のほかにも、「大小角縄」1 万 2,008 歩、「三角縄」1,250 歩、「下駄縄」500 歩、「こうかき縄」990 歩、「山縄」2,748 歩、「おケはひ縄」500 歩、「切山縄両方」3,336 歩、「見込ノ場所」1,100 歩などがあり、その「惣歩数」(総面積)は 5 万 9,170 歩となる。図形の名称は、最大の面積をしめる「大角縄」、三角形の「三角縄」、下駄のような形をした「下駄縄」、山の方にある「山縄」、山を切り開いた 2 か所を示す「切山縄両方」など、それぞれの形状に応じて付けられた。ただし、「見込ノ場所」というのは、土地が狭いため、絵図上に図形を書き込めない周囲の数か所の場所を、それぞれ「見込」として把握したものである。したがって、絵図の中には長さ、幅、歩数などは記入されず、その概算の歩数が集計して書き上げられている。こうして絵図中の全体の面積が把握されるのである。

ここで留意しなければならないのは、この「惣歩数」5 万 9,170 歩に対して、「内三百七拾歩 畠折ニツ引ニシテ」と注記があり、「残而五万八千八百歩」と計算されていることである。この「畠折」(「はたおれ」ないしは「はたおり」)については、後ほど説明を加えることにするが、残歩数 5 万 8,800 歩から「草高」245 石が算定されている点は重要である。ところで、「切山縄」の 1 か所に「折二十五間」と記載があるが、これについては絵図の外側の注記に「切山縄ニ折廿五間トアルハ、横三十五間、今一方横十五間ト合テ五十間也、是ヲニツニ折テ廿五間ト成」とある。これは、横の 2 か所の長さ 35 間と 15 間を加えた 50 間を、その平均値を出すために 2 で割って 25 間を求めたことを説明したものである。つまり、この場合の「折二十五間」の「折」とは、「ニツニ折テ」の意味であり、長さの平均値を出すために半分にしたことをあらわす。「折」とは、基本的にはこのような意味で使われるが、「畠折」の「折」は、若干意味合いを異にする。この点についても後述する。

さて、「草高」の算定基礎となったのは、但書の「壺石ニ付式百四拾歩 定」という数字である。つまり、1 石当たり 240 歩で計算すると、5 万 8,800 歩 ÷ 240 歩 = 245 石となり、「草高」245 石が求められる。この絵図は越中国の村をモデルとしたものである。前田領のうち越中国では近世を通じて 1 反 = 360 歩制が採用されたので、1 反当たりの「草高」は、1 石 × 360 歩 / 240 歩 = 1 石 5 斗という計算になる。一方、加賀国と能登国では、1 反 = 300 歩制が導入されており、その場合の 1 石当たりの歩数は 200 石となる。したがって、1 反当たりの「草高」は、1 石 × 300 歩 / 200 歩 = 1 石 5 斗となり、越中国と反当たり同じ「草高」になる。こうして、1 反当たり 1 石 5 斗の加賀藩の標準石高が貫徹する。

ところで、「惣歩数」から控除されるのは、「畠折」の歩数だけではない。絵図の外側に記された「右領之内」のところに、「十文字道 除」「十文字用水 除」「御収納通道 除」などと注記があるように、道路、用水、年貢納入通路などの歩数は、総面積から差し引かれる。これらを控除した残りの歩数を石高換算したものが、その村の村高となる。前節で検討した『耕稼春秋』でも「引物」(抜物)の中に、道路、用水のほか、神社、墓所、塚なども控除の対象となったが、図 4 には描かれていない。同図から得られる情報は、上述した範囲のものである。

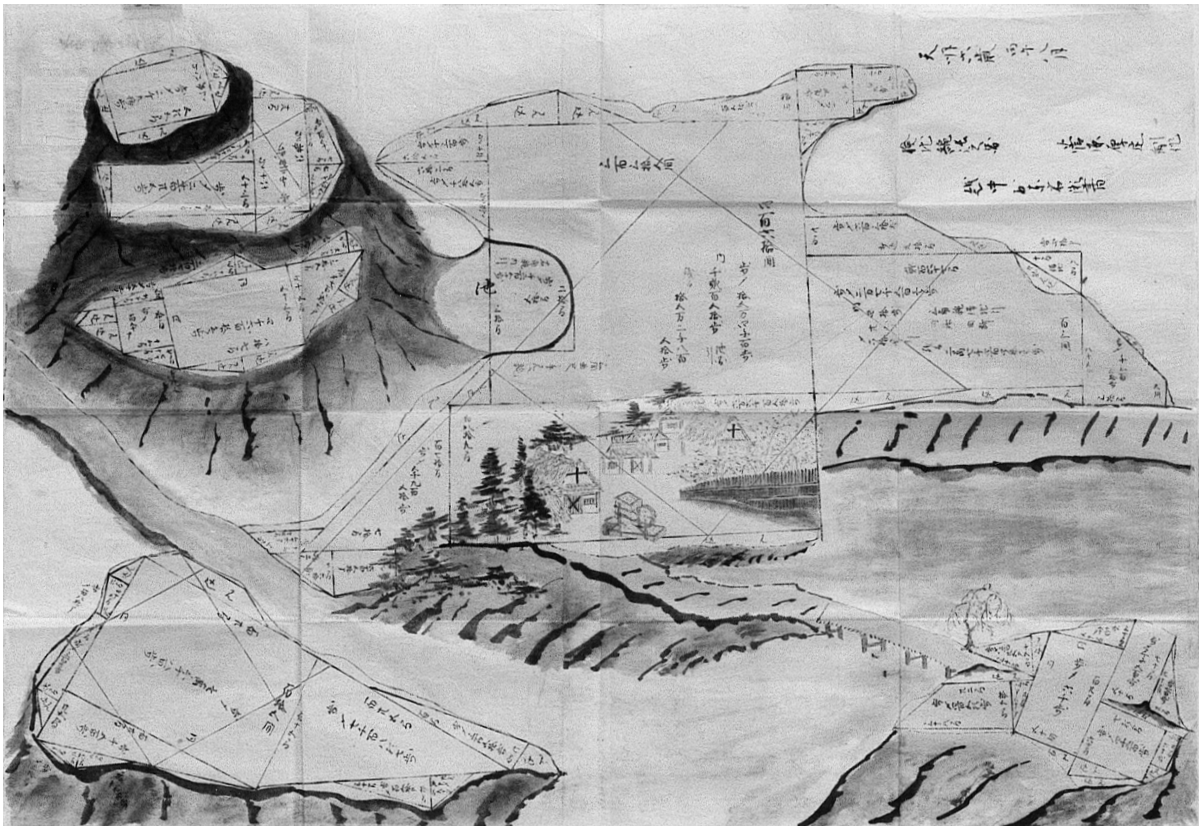


図5 天明6年8月 検地縄張の絵図  
出典：図4と同じ

次に図5を検討してみよう。図5も図4と同様、村の総面積と村高を求めるための絵図であることは容易に想像できる。図5では、台地上の田畑、屋敷、川、橋、池などが絵図中に克明に描かれており、図4より立体的で複雑な構図となっている。絵図中には各種の図形が多数書き込まれているが、貼付された「下紙」（図5では省略した）にある集計歩数の項目は16である。「角縄屋内共」「同添三角縄」「同枡角縄」「下駄縄」「大添三角縄」「大角縄」「狐柱縄」「同断」「大角縄添□縄」「縁端小角縄」「右同断」「同添三角縄」「借地角縄」「こうかき縄」「同断添三角縄」「所々縁端見込」の16の項目で、合計25万8,868歩となっている。

そのうち、最大の「大角縄」についてみていこう。絵図中央の上側にある「大角縄」は460間と335間の縦横の長さを持つ「大角縄」である。両者を乗じた歩数は15万4,100歩となる。その「大角縄」のうちに池が含まれているため、歩数から「大角縄」の線の内側にある池の部分の歩数1,250歩が「池図引」として差し引かれる。したがって、残りは15万2,850歩となる。この「大角縄」の歩数は、「下紙」に計上された歩数と合致する。こうして、それぞれの「角縄」や「縁端」の歩数が算出され、先の合計歩数25万8,868歩となる。

また、この合計歩数25万8,868歩を「村巻之場所」として計上するほかに、「柳ヶ下之飛地」「川向之飛地」「村添飛地」「谷之飛地」「同所飛地」の歩数を書き上げた「惣歩数」と標題のある別の「下紙」がある。「村巻之場所」の歩数25万8,868歩を含めた合計歩数は31万0,990歩となる。この事例は、飛地を含んだ村を想定して作成されたものであったことが知られる。そのあと、「惣歩数」から「御収納通道除ル」「所々草付野毛除ル」「用水一筋除ル」の「抜物」合計1,390歩が控除され、

その残歩数は30万9,600歩となる。この歩数を算定基礎として「草高」1,290石を割り出している。その場合の換算比率については、1石に付240歩との注記がある。これは、図4と同様、越中国の事例であるため、そのような比率となるのである。越中国では1反=360歩制であったため、1反当たりの「草高」は、 $1石 \times 360歩 / 240歩 = 1石5斗$ という計算になる。いずれにしても、面積さえ把握できれば、1反当たり1石5斗の比率で、「草高」(村高)が算出できる仕組みであったのである。その村高を算定するために実施されたのが、「惣高廻り検地」であったといえよう。そして、ここで取り上げた2つの村絵図が、『耕稼春秋』に描かれた6つの村絵図と同質のものであることは疑いなかろう。

### 3. 検地絵図作成までのプロセス

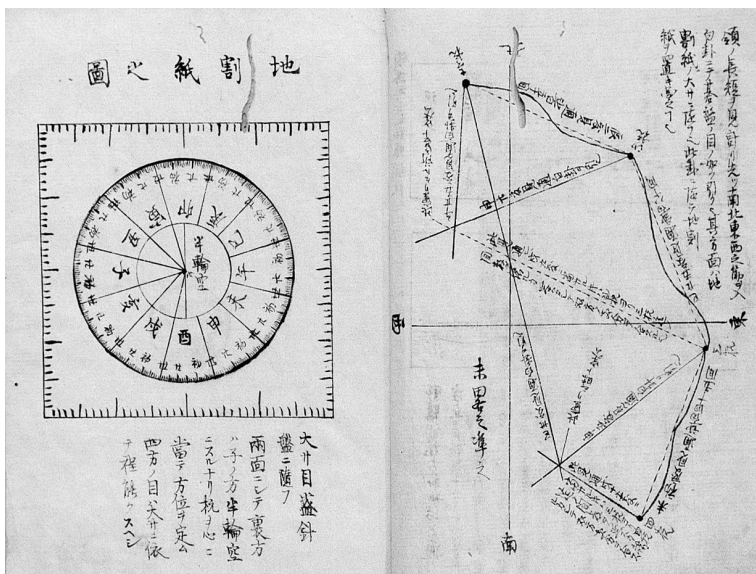


図6 文化12年 村境の測量方法  
出典：図4と同じ

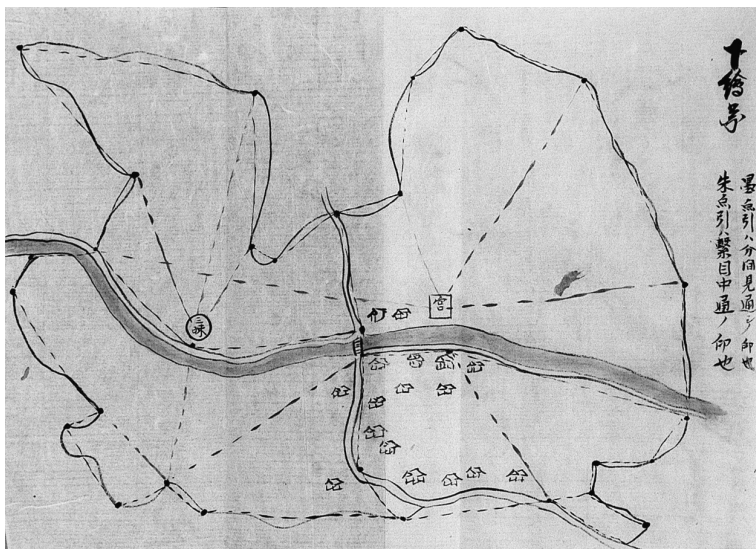


図7 文化12年 検地下絵図(検地仮絵図)  
出典：図4と同じ

これまで検討を加えてきたように、加賀藩の検地では、絵図の中に各種の図形を書き込んで、その各図形に含まれる歩数を求め、それを基礎にして村高を算定するものであった。それでは、そうした絵図が完成に至るまでのプロセスはどのようなものであったのであろうか。前に紹介した文化12年「御検地領絵図仕立様」の「領境廻り分間野帳調様」のところに、図6のような絵が描かれている。他の検地関係資料である「検地方算法」に列記されるような「磁石」「配符竹」「領惣廻り境縄」「領廻境縄留杭縄」「地割紙」などの分間道具を使って、まず村の領域を確定する作業から取りかかる。次に、それを基礎にして村全体の縮尺図を作成する。そうして完成したのが図7のような「下絵図」である。「下絵図」は「仮絵図」<sup>(10)</sup>などとも呼ばれ、村の領域を縮尺図によって示したものである。村の領域を確定する測量方法には、この「廻り分間法」のほかに「平



板法」がある。「平板法」は、現在でも広く応用されているので、その測量方法は比較的理解しやすい。<sup>(11)</sup>したがって、ここでは「廻り分限法」に限定して述べていく。

完成した「下絵図」をよくみると、絵図中に道、川、屋敷、宮、三昧などが書き加えられていることに気づく。絵図の外側には、「墨点引ハ分間見通ノ印也」「朱点引ハ繫目中通ノ印也」といった注記がある。「墨点引ハ分間見通ノ印」というのは、村の領域を線で示したものであり、「朱点引ハ繫目中通ノ印」は、目印になる神社や墓地など村の中にある建造物を目当てとして、村の領域を確定するとき、磁石だけでは方向がずれたりするので、「地割紙」を使って確認した方位を線で示したものである。村の領域が確定する「下絵図」が完成すると、その「下絵図」に長方形や三角形などの図形を書き込んでいく。その場合、「御検地方縄張之時分心得方之事」の項に「下絵図相調、其絵図面之上ニ而其村領可成丈角取り、又其次ニも可成丈大角ニ取り」（下絵図の作成方法は、絵図面上にできるだけ大きな角をとり、その次もなるべく大角をとるようにする。）と記すように、可能な限り「大角」を書き入れるのが基本であった。

その方針にしたがって作成されたのが、図8の「領絵図」である。そこには、「下絵図」の中に「一番角縄」から始まって「二十三番止」まで23の各種の図形が書き込まれている。番号の付されていない村境の場所は、「歩以下ニ相見候縁端之地面等八角縄を不及入申、但横十文字縄等不入縁屈曲之處は成替見込可仕」（歩以下と思われる狭い縁端の土地には角縄を書き入れる必要はない。また、縦横の長さを十文字で測ることができない周辺部の屈曲した土地は、見込みとして測量しないで歩数を出しても構わない。）とあるように、「縁端」（えんば）や「見込」などと称される土地は、「角縄」を張らなくてもよい場所とされた。「領絵図」には可能な限り「大角」を書き入れるのが基本ではあっても、村境や屈曲した狭い土地には「大角」「小角」とも書き込まなくてもよいと定めているのである。しかし、前出の常民研本『耕稼春秋』の検地絵図には、「縁端小角縄」と書かれた図形もあり、「縁端」でも「角縄」が張れば、「小角縄」や「長角縄」などを書き込むこともあったようである。「見込」の土地については、測量することも不要とされる。この「領絵図」こそが、一村の歩数と、その歩数を基礎にして村高を算定するために作成された検地絵図に他ならなかった。1節の『耕稼春秋』に描かれていた6つの村絵図と、2節で引用した2つの絵図が、この「領絵図」とまったく性格を同じものとするのは、改めて説明するまでもなからう。そして、ここで紹介した「検地方算法」や「領絵図仕様」には、『耕稼春秋』に描かれていたような各種の田の形とその面積を計算する方法が記されている。「検地方算法」や「領絵図仕様」は明らかに「惣高廻り検地」を行うための手引書であり、そうした田の形や面

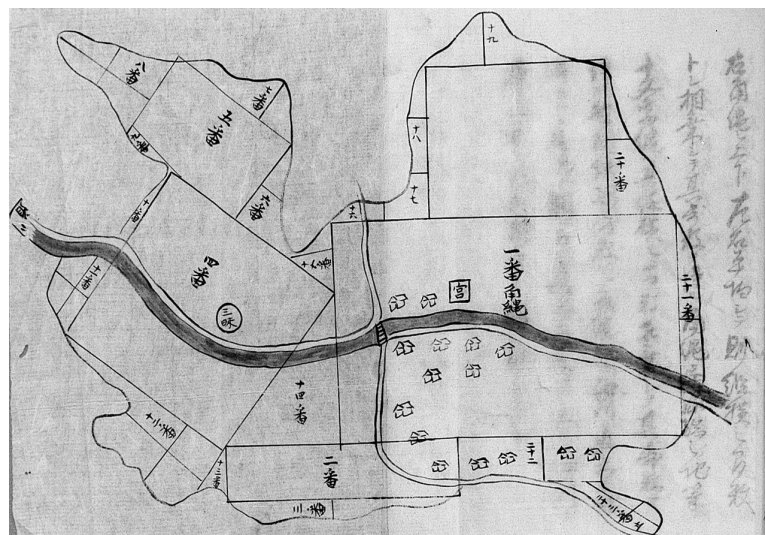


図8 文化12年 検地領絵図  
出典：図4と同じ

積の求め方が両書に記載されているという事実は、『耕稼春秋』に描かれた田の形や面積の算出方法が一筆検地を行うためのものではなく、田地割や「惣高廻り検地」のために書き上げたものであったことを如実に物語っている。

ところで、この「惣高廻り検地で」で特徴的なことは、「畠折」や「抜物」に関する規定が盛り込まれていることである。「惣高廻り検地」の実態を究明するには、これら「畠折」や「抜物」の内容を理解しなければならないであろう。まず、「畠折」については、前出の「検地方算法」の「畑折之算法」の項で次のように記されている。

畑式つ折より七つ折迄、是より以上は折ハ無御座候、右何枚も其畑打立歩数置、其折数ニ割而本歩を得、其畑打立歩数之内本歩引、残り折捨歩也、仮令ハ畑打立歩百歩、畑四つ折ならハ百歩と置、四つニ割て式拾五歩本歩也、百歩之内本歩式拾五歩を引、残七拾五歩折捨歩也  
(畑は2つ折より7つ折までであり、7つ折以上はない。畑何枚も一括して測って歩数を出しておく。その歩数を折数で割ると本歩数が求められる。その打立歩数から本歩数を引いた残りが折捨歩となる。例えば、畑の打立歩数が100歩で、畑4つ折ならば100歩を4で割って得られた25歩が本歩となる。残りの75歩は折捨歩となる。)

この説明文で分かるように、畑の歩数100歩で、「畠折」が4つ折の場合、歩数100歩を4で割ると25歩が求められ、その25歩が名目上の畑の本歩数となる。したがって、100歩から25歩を除いた残りの75歩は「折捨歩」ということになる。これは田と同じ価値に調整するため、現実の歩数を「畠折」によって少なくし、名目の歩数を設定して石高に結びつけようとするものである。例えば、ある畑の価値が田の価値の半分と評価されれば、「二つ折」となり、三分の一の価値しかなければ、「三つ折」となる。「畠折」の数が大きくなればなるほど、畑の評価は田に比べて低くなるのである。とはいえ、すべての畑に「畠折」が適用されたわけではない。「本田成」として次のようなものが列記される。

居屋敷 同廻り堀 竹藪 苦竹藪 桑畠 楮 漆 茶 蓑毛 五辛之類 大根 菜蕪 藍 牛房  
にんしん 茄子 蕪菅 布晒場 麻 からむし

これらの「居屋敷」や「廻り堀」(どちらも畑の地目として把握される)を含む各種の作物は田と同等とみなされ、「畠折」の対象とはならなかった。「畠折」のほかにも惣歩数から控除されるものがあった。「抜物」あるいは「引物」などと呼ばれるもので、以下のようなものが書き上げられている。

宮 三味 墓所 石塚 稲干場 架橋 往還道 御蔵所 往還北□六尺 高札場 御仕置場 御藪 御林 御旅屋 御舟小屋 御塩蔵 焔焔蔵 木蔵 役銀地 御助小屋 清水潭 不湖 渌 壱里塚 大留塚 火留塚 幅式尺以上之道 通り川 幅三尺以上之畔 幅式尺以上之用水

村に存在する上記のような施設や建造物のある土地は、「抜物」として惣歩数から除かれた。もち

ろん、領絵図を作成するときは、基本的な田畑、道、江、川、堤、瀉、海、山、家、宮、三昧を始め、川除土居、領界打縄、穢多・藤内等屋敷、御蔵屋敷等御用地分など「一所々々名目可記事」となっていた。加えて、「野毛、沼、フケ、江、道等之分」についても「おもふ立候分迄書記シ可申事」と記されるように、「畠折」「抜物」に関わりなく、思い立つものはすべて書き加えることになる。この「惣高廻り検地」では、上記の「抜物」の対象となる施設や建造物を記入した「領絵図」を作成して、実際に村へ出向き検地を行うことになる。その場合、『耕稼春秋』には、検地奉行人1名に足軽2名が随行するだけで、「畠折」の評価や実際の検地を行うのは他郡の御扶持人十村たちであると記される。そこで、文化9年2月に加賀国能美郡日用村（現小松市日用町）で行われた実際の検地の内容を窺うことにしよう。

#### 4. 検地絵図に基づく実際の検地

加賀国能美郡では、文化9年（1812）2月に日用村を始め、西原村・本江村など近隣の村々の内検地が実施された<sup>(12)</sup>。いずれも田井村の次郎吉と馬場村の喜右衛門が「手合」となって内検地が行われた。村の内検地を行う場合、その村の者が畠折や抜物を評価するのではなく、他郡の村の者が評価する決まりになっていた。田井村と馬場村は、いずれも日用村・西原村・本江村が所在する加賀国能美郡とは異なり、隣郡である加賀国石川郡にある村である。田井村次郎吉の場合、次郎吉の数代前の五兵衛なる人物は、正保2年（1645）に十村となり、承応元年（1652）より前田利常の改作法施行に参加し、翌年扶持を受けた。延宝4年（1675）に没すると、その子次郎吉がその跡を継いで御扶持人十村になっている。本稿で取り上げる次郎吉は、さらにその次の代か2代あとの次郎吉であると推測される。いずれにせよ、次郎吉家は、代々改作方農政に力を注いだ家であった。ここでいう「手合」とは、そうした内検地で抜物や畑の評価を担当する者として深く関わることを意味する用語であろう。

本江村では、2月25日から27日までの3日間で内検地が実施されており、同村は打立歩数19万1,102歩余、畑折捨歩数と抜物歩数の合計4万6,664歩余で、差引残歩数が14万4,437歩余（村高約1,000石）もある大村であるが、内検地はわずか3日で完了している。また、日用村でも2月29日の1日で終えており、「惣高廻り検地」がいかに簡単な検地であったか窺い知ることができる。

日用村の検地については、文化9年2月「能美郡日用村内検地打立并抜物帳」のほかに、同年同月の「能美郡今江村源介組日用村内検地領絵図」と標題のある検地絵図が伝わる<sup>(13)</sup>。それが図9であり、絵図の中に図形が書き込まれ、その図形に「壺番」から「四十六」までの番付が付されている。46の図形のうち、「角」は1番・3番・5番・20番・26番・35番の6つのみで、残りの40はすべて「縁端」である。「角」は、図面上に大きな図形を書き込むことのできる場所であり、「縁端」は村の周辺部など狭い土地のため、小さな図形しか書けない場所である。その内容をさらに詳しくみていくために、全46の番付のうち、5つだけを抽出して表示したのが表1である。表1では、1番と3番が「角」であり、10番・11番・16番が「縁端」である。同表から明らかなように、「角」の場合、絵図面に基づいて、東縄と西縄、南縄と北縄の4か所の長さ・幅が測量され、それぞれ東西縄・南北縄の平均値を出し、その平均値を乗じて面積（歩数）を算出した。これは、大角では長さとも幅とも1か所ずつの測量では誤差を生じるおそれがあるからである。例えば、1番角の場合、東縄49間9分・西

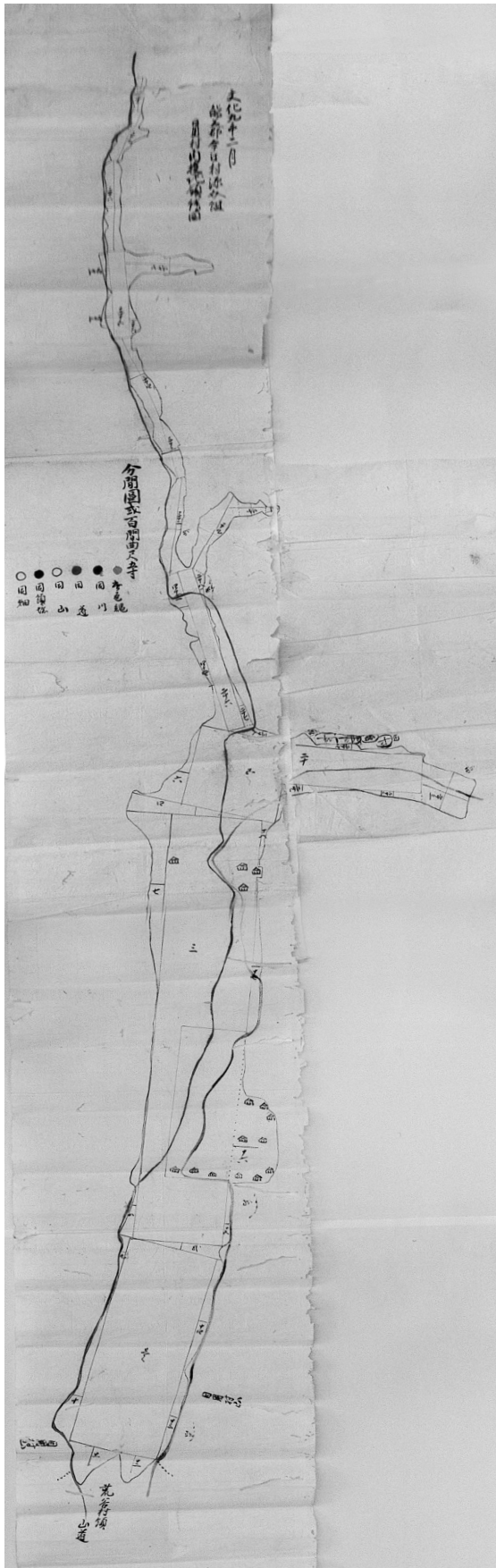


図9 文化9年2月 加賀国能美郡日用村の検地絵図  
(領絵図)

出典：図4と同じ

縄48間8分であり、その平均値は49間3分5厘となる。他方、南縄122間8分・北縄123間6分5厘であり、その平均値は123間2分2厘5毛となる。その東西の平均値と南北の平均値を乗じたものが打立歩数6,081歩1分5厘4毛である。

そのうち、1番角の内側には道・江筋・畔などが11か所ほどあり、これらの抜物歩数の合計は835歩2分7厘となる。抜物歩数は基本的には長さ×幅を乗じて求めるが、江筋は幅を数か所測ってその平均値を出し、長さ×その平均値を乗じて歩数を算出した。そして、打立歩数から抜物歩数を差し引いたものが有歩数であり、1番角の場合の有歩数は5,245歩8分8厘4毛となる。3番角についても同様の計算方法で有歩数が算定される。

次に縁端をみていくと、10番縁端の場合、長さ80間、幅6間3分であるから、打立歩数は504歩となる。縁端は角とは異なり、長さ×幅を乗じただけで打立歩数を計算する。この10番縁端の内側には、長さ45間、幅1間の江道が1か所存在し、その抜物歩数は45歩となる。打立歩数504歩からその45歩を控除すると、残りの歩数は459歩となる。その残りの歩数は、「皆畑」とあって耕作地は畑だけであり、「畠折」は「四つ折」と評価された。したがって、459歩を4で割ると、あるいは、同じことであるが $1/4$ を掛けると、 $459 \text{ 歩} \times 1/4 = 114 \text{ 歩} 7 \text{ 分} 5 \text{ 厘}$ の本歩が求められる。打立歩数504歩からその本歩114歩7分5厘を差し引いた残りの歩数389歩2分5厘が、抜物歩数・折捨歩となって除外される。このように10番縁端では、最終的には本歩が表中の有歩数となる。「畠折」はこのように実際の歩数を計算上で操作して少なくするものである。日用村は、粟津谷の奥に位置し、ほとんど全域が山地の村である。日用川が山間を屈曲して流れ、下流に荒谷村・牧口村がある。正保郷帳の村高は224石余で、田方11町1反余、畑方2町1反余の田畑内訳となる。畑方2町1反余と少ないが、山間であるために地味は良質とはいえなかった模様で、

表1 文化9年2月 日用村内検地打立歩数・抜物歩数・畠折歩数内訳

番付	打立歩数		抜物歩数 (筆数)	畠折歩数			有歩数
	長さ・幅	歩数		畠折	打捨歩	本歩	
1番角	49.35 (東縄 49.9・西縄 48.8) × 123.225 (南縄 122.8・北縄 123.65)	6,081.154	835.27 (11)				5,245.884
3番角	47.8 (東縄 47.9・西縄 47.7) × 248.7 (南縄 249.1・北縄 248.3)	11,887.86	5,340. (33)				6,547.86
10番縁端	80. × 6.3	504.	45. (1)	4つ折	344.25	114.75	114.75
11番縁端	24. × 9.	216.					216.
16番縁端	106.7 × 13.5 (皆無地)	1,440.45	1,271.45 (3)				169.

注1) 文化9年2月「能美郡日用村内検地打立并抜物帳」(金沢市立図書館蔵「加越能文庫」)より作成。

注2) 単位は、長さ・幅が間(小数点)・分・厘・毛で、面積が歩(小数点)・分・厘・毛である。

注3) 番付が46ある中で、5つだけ抽出して掲示した。

「畠折」の数字が4つ折が最小で、上は5つ折・6つ折・7つ折など総体的に高い。7つ折の畑では、実際の歩数の7分の1しか本歩として算入されない計算になる。

表1に戻って11番縁端の数値をみると、この番付は抜物歩数も畠折歩数も設定されない土地であることが分かる。そのため、打立歩数がそのまま有歩数となる。さらに、16番縁端には、「皆無地」という注記がある。この16番縁端では、竹藪30歩のほか、源七・新左衛門・伊右衛門・清八の各屋敷と新左衛門の納屋があり、その有歩数は169歩である。抜物歩数1,271歩4分5厘は、「野毛」(3か所)ばかりである。この「皆無地」というのは、屋敷や納屋があっても、ほかには「野毛」、つまり原野ばかりで、耕作地がない場所を指すのであろう。したがって、16番縁端の有歩数はわずかに169歩だけで、それらは「田成物」とみなされる竹藪と居屋敷・納屋の歩数である。たとえば、実際の土地を測って打ち出した打立歩数が多くても、そこから控除される抜物歩数が多ければ、有歩数はごくわずかとなる。この有歩数が村高の基礎となった。つまり、1反当たり1石5斗、ないしは1石7斗(加賀国能美郡・江沼郡2郡のみ)で計算すれば、村高が自動的に算定されるような方式を採用していたのである。

ところで、「惣高廻り検地」では、田であれ畑であれ、1筆ごとの田畑を測量するものではない。また、「畠折」が適用される畑では、一定のまとまりのある同一作物の畑を一括して「畠折」の対象としたのである。ただ、畑でも、「田成物」となる畑は田と同等とみなされるので、歩数がそのまま有歩数に組み入れられることになる。こうした「畠折」や「田成物」などの方法を用いて村の歩数を算出しようとしたのも、「大角」「縁端」のいずれの土地もまず打立歩数を求め、そこから「畠折」による「折捨歩」や「抜物」歩数を差し引いた残りの歩数を名目上の歩数とし、それを村高確定のための数値として機能させようとしたからであった。田についてはまったく歩数を操作する必要はなかった。結局、「畠折」や「田成物」などの規定により、畑に田と同等の評価を与えることで、加賀藩の1反=1石5斗(加賀国能美郡・江沼郡の2郡のみ1石7斗)という統一斗代を機能させることができたのである。

日用村の検地は上述したような方法で行われたが、この文化9年検地の結果を集計した別の文書が伝存しており、その内容からこの検地が村高の算定基礎になったことが判明する。それによると、打

立歩数合計は、3万1,825歩3分2厘4毛で、抜物歩数合計は1万1,023歩8厘6毛となる。その残歩数2万0,802歩2分3厘8毛が、日用村の「有歩」ということになる。さらに、同文書には、この「有歩」を「高ニ直シ」て117石8斗7升9合3夕4才8味となるとしている。加賀藩の斗代は、基本的には1反=1石5斗であるが、加賀国能美郡は、近世を通じて1反=1石7斗であった。また、能美郡では1反=300歩制が採用されたので、まず、同村の「有歩」2万0,802歩2分3厘8毛を300歩で割ると、69反3斗4升0合7夕9才3味余の反別が算出される。次にこの反別に能美郡の斗代1石7斗を掛けると、117石8斗7升9合3夕4才8味余の石高が求められる。日用村の村高はこうして決められたのである。2節で触れた「草高」(村高)が決定されるまでの方法と、まったく同じであることが確認できる。

検地を終えると、「野帳」「引物帳」「領絵図」が検地奉行から算用所へ提出される。「野帳」は「内検地打立帳」のことであり、「引物帳」は「内検地抜物帳」のことである。この2つの帳面が別々に作成される場合もあるが、同じ帳面に書き込まれることもある。日用村の場合は後者に属する。この3点セットが提出されたあと、領主側からは検地奉行名で「検地打渡状」が発給される。その様式も十村や御扶持人などの家に伝わる検地仕様書に記されている。その部分を引用すると、次のようになる。<sup>(14)</sup>

何郡之内何村検地之事  
 一何拾何町何反何百何拾何歩 田畠屋敷  
 但畠は折合テ  
 高何百何拾石  
 右江川溝堀道等引捨打渡処、如件  
 何ノ何年何月何日 検地奉行名  
 何村  
 百姓中

この形式を持つ検地打渡状は、天正13年(1585)、慶長10年(1605)、元和2年(1616)・6年のものを含め、加賀藩領の村々には大量に残っている。そのうち、越中国利波郡大滝村の慶長10年の<sup>(15)</sup>検地打渡状を例にとると、

利波郡之内大滝村御検地之事  
 一七拾八町四段大卅壹歩 田畠屋敷共ニ  
 畠ハ上中下折合テ  
 分米千百七拾七石壹斗貳升九合  
 右江川溝堀道引捨打渡所、如件  
 慶長拾年十二月四日 寺西若狭守(花押)  
 安原隼人佐長(花押)  
 芝山権兵衛(花押)

佐垣九兵衛常（花押）

靄見左門（花押）

大滝村  
百姓中

といった内容になる。78町4段大31歩の歩数は、「畠ハ上中下折合テ」の但書から、畠折の折捨歩数と、「江川溝堀道引捨」て打ち渡すとある奥書から、道、川、用水などの抜物歩数とを控除した残りの名目的な面積であることが分かる。このように、田畠屋敷の歩数、畠折の但書、分米高、奥書の引物の記載内容など、検地仕様書に記された検地の形式と完全に一致するのである。この慶長10年に越中国3郡で実施された検地は、それまでの俵表示から初めて石高表示がなされた検地として注目される。大滝村の場合でも、78町4段大31歩の歩数に対し、越中国の1反=360歩制と、1反当たりの斗代1石5斗を用いて計算すると、石高（分米）は、検地打渡状に記載されている1,177石1斗<sup>(16)</sup>2升9合となる。しかし、この石高が田畑・屋敷地の1筆ごとの分米高を集計して得た数字ではないことは、これまで指摘してきた通りである。算定基礎となる名目的な面積さえ把握すれば、その面積に斗代を乗じただけで求められる計算上の数字に過ぎなかった。これらの検地打渡状が「惣高廻り検地」の結果、領主側から村へ発給されたものであることは、先行研究ですでに指摘されている<sup>(17)</sup>。しかも、加賀藩では、天正13年以降、1筆ごとの検地帳は発見されていない。発見されていないというより、作成されなかったといった方が正確であろう。それは、加賀藩の検地が1筆ごとの耕宅地を測量する検地ではなかったことに起因するのであるが、いわゆる「太閤検地」の形式を踏まえた検地とは異質のものであったからである。もちろん、数点残る天正10年から天正12年までの検地帳にしても、いわゆる「太閤検地」とはほど遠い内容の検地であった。

## まとめに代えて

上述したように、加賀藩の検地は、一紙ものの「検地打渡状」でこと足りる検地に過ぎなかった。本稿で分析の対象とした検地関係資料は、近世後期の資料である。したがって、近世初頭の検地については、この「惣高廻り検地」ではなかったのではないかという疑問がわいてくるかも知れない。しかし、前田氏が所領する加賀・能登・越中3国では、天正10年（1582）から同12年まで検地帳に類する土地台帳は現存するが、天正13年以降の検地帳は現在のところ発見されていない。それに代わって、天正13年からは「検地打渡状」が各地で大量にあらわれてくる。「検地打渡状」が作成されるまでの過程については、本稿で分析してきた通りである。

加賀藩固有の「惣高廻り検地」を実施したあとに、領主側から「検地打渡状」が村へ発給されて一切の検地が終了するが、その「検地打渡状」により村高が確定される。従来の研究では、この間の検地の実施方法や村高確定のプロセスが解明されていなかったため、検地そのものの性格づけが理論にあてはめた曖昧なものとなっていた。それは、検地帳や名寄帳などの文献史料だけを分析の対象としたことからもたらされる限界性であり、検地の実態が把握できる検地絵図を非文字資料として活用することにより、そうした問題点が克服できるものと考えられる。

検地絵図に描かれた検地方法からは、田畑・屋敷の1筆ごとの測量を実施して面積、等級、名請人などを掌握することや、その1筆ごとの生産高を把握して全余剰部分を収奪するといった領主側の政策意図を読み取ることは到底困難である。その意味では、領主は百姓の土地所持のあり方に対して無関心であり、不干渉であったといえる。このような定説とは異なる結論を導き出せるのも、非文字資料として検地絵図を分析の中心に置いたからに他ならない。ただ、検地絵図の分析だけでは、一定の限界があるのもまた事実である。検地絵図をいくら眺めていても検地の実態を捉えることはできない。そこでは描かれた絵の解釈論は展開できても、検地の実態や性格を規定することは難しいからである。その絵図に記された解説や数字の集計、さらには、実際の検地結果を記した土地関係資料を併せて利用することにより、検地の内容をより正確に把握できるものと思われる。

ここでは、加賀藩の検地に限定してその実態の解明を試みたに過ぎず、今後、他藩の検地についても検地絵図を利用した検地研究が必要となろう。本稿は、新たな研究方法を導入してまとめたものであるだけに、不備な点も多い。大方のご批判を仰ぎ、さらなる研究へと歩を進めたいと思う。

## 注

- (1) 1953年から54年ごろ、太閤検地の歴史的意義をめぐって活発な論争が展開された。論者によって革命的な土地政策、相対的革新策、役屋体制論などその評価が分かれたが、この論争により日本の中世と近世を、社会構成上どのように理論的に把握するかという大きな問題が投げかけられた。
- (2) 代表的な論文として安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提一、二」(『歴史学研究』163, 164号, 1953年)が挙げられる。同氏の論考は、その後『幕藩体制社会の成立と構造』(御茶の水書房, 1959年)を始め、いくつかの著作にまとめられている。また、宮川満『太閤検地論』全3巻(御茶の水書房, 1957年—63年)も相対的革新策の立場から太閤検地の意義について論述している。
- (3) 実際の検地方法の分析を通して、検地の性格の解明を試みた数少ない論文に、田上繁「前田領における検地の性格について」(『史学雑誌』第102編第10号, 1993年)がある。
- (4) 本稿では、農山漁村文化協会刊による『耕稼春秋』(『日本農書全集4』所収, 1980年)の記述を引用し、あるいは参考とした。
- (5) いずれも金沢市立図書館蔵「加越能文庫」。
- (6) 加賀藩の農政を司る役職の名称で、農政実務の上で重要な役割を果たした。改作仕法のときに御扶持人十村ができた。
- (7) 農山漁村文化協会刊による『耕稼春秋』の現代語訳を参考にした。その場合、筆者が現代語訳の内容を少し改めたところもある。以下同様である。
- (8) この引用文の中で、「本村并定境村々百姓不残誓詞して」の部分は、常民研本では「本村并定境村々百姓不残誓詞いたさせ」となっている。意味としては、常民研本の方が適切のように思われる。また、「一ヶ村惣高廻御検地の割は」の部分の「割」は「刻」の、「畠打役する物也」の部分の「打」は「折」のそれぞれ誤植と考えられる。
- (9) いずれも金沢市立図書館蔵「加越能文庫」。
- (10) 注(5)のうち、「御検地領絵図仕立様」には「仮絵図」と題する絵図が収録されている。
- (11) 「平板法」については、注(5)のうち「領絵図仕立様」に詳しく図解されている。また、著作としては、川村博忠『近世絵図と測量術』(古今書院, 1992年)が各種の測量方法を詳述していて、近世の測量技術を理解する上では好個の文献である。
- (12) 金沢市立図書館「加越能文庫」には、日用村のほか、西原村・本江村など近村の「内検地打立并抜物帳」や検地絵図なども所蔵されており、同時期に検地が実施されたことが確認される。



- (13) 金沢市立図書館蔵「加越能文庫」.
- (14) 金沢市立図書館蔵「加越能文庫」.
- (15) 『富山県史』史料編Ⅲ近世上所収（1980年）.
- (16) 面積の単位に大半小制が採用されているが、越中国の1反当たりの歩数は360歩であったので、大は240歩、中は180歩、小は120歩となる。大滝村の場合、歩数は78町4段大31歩であるから、石高（分米高）を算出するには、 $784 \text{ 段（反）} \times 1 \text{ 石} 5 \text{ 斗} + (271 \text{ 歩} / 360 \text{ 歩} \times 1 \text{ 石} 5 \text{ 斗})$  の計算式を解けばよい。
- (17) 注（3）の田上繁前掲論文.

